

国保 菊陽町国民健康保険の加入者の皆さんへ 新しい保険証を郵送します

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

新しい保険証を「簡易書留」で郵送します。
また、人間ドックの案内も同封しますのでご覧ください。

簡易書留で郵送します

新しい保険証を、郵便局の「簡易書留」という方法で3月下旬に郵送します。「簡易書留」とは、郵便局員から手渡しで配達される郵便で、受け取り時に受領印が必要です。

留守などの場合は「再配達」か「直接、熊本北郵便局で受け取り」

配達時に留守の場合には、熊本北郵便局から「ご不在連絡通知書」がポストに入れられます。この場合は、通知書に従い、次のいずれかを選択してください。

- ①再配達の希望日を熊本北郵便局に連絡する。
- ②熊本北郵便局の窓口で直接保険証を受け取る(不在連絡通知書、身分証明書、印かんが必要)

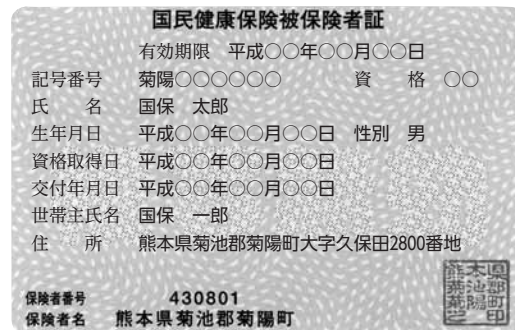
ただし、通知書に記載された期間を過ぎると役場に返送されますので、健康・保険課に直接受け取りに来てください。

人間ドックの案内を同封します

人間ドックを希望する人は、4月9日(月)までに申請書を健康・保険課または武蔵ヶ丘支所に提出してください。

ご注意ください

国民健康保険税の滞納がある世帯には、保険証の交付と納税相談の通知を別途送付します。
有効期限を過ぎた保険証は、各自で適正に処分してください。



今年の保険証はうす紫色です

国保 退職や就職をした場合は 保険証の切替手続きが必要です

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912
【保険税】税務課 住民税係 ☎(232)4911

退職や就職により、会社の健康保険などをやめたり新たに加入したときは、自分で保険証の切替手続きをしてください。

勤めていた会社を退職した(すぐに再就職をしない)場合の手続き

- ①社会保険などの任意継続をする(※)
退職日から20日以内に社会保険などの保険者へ申請してください。
- ②国民健康保険へ加入する
退職日から14日以内に健康・保険課または武蔵ヶ丘支所へ届け出をしてください。

国民健康保険の加入手続きに必要なもの

- 退職した会社からの「健康保険等資格喪失証明書」
- 印かん
- 年金を受け取っている人は「年金証書」(年金手帳ではありません)

加入時の注意点

国民健康保険の加入日は、前の社会保険などの資格を喪失した日からです。手続きが遅れると、税金も資格の喪失日にさかのぼって課税されますので、早めに関入手続きをしてください。

新しく就職をして会社から健康保険証の交付を受けた場合の手続き

- ①国民健康保険を離脱する
健康・保険課または武蔵ヶ丘支所へ届け出をしてください。
- 国民健康保険を離脱する手続きに必要なもの
・保険証(離脱する人の分)
・新たに交付を受けた「保険証(全員分)」

離脱時の注意点

国民健康保険を離脱するときは、必ず手続きが必要です。手続きが遅れると課税されたままになり、二重払いの恐れがありますので、早めに関入手続きをしてください。

※社会保険などの任意継続とは
社会保険や共済組合の健康保険の被保険者期間が、退職した日まで継続して2カ月以上であれば、2年間継続できることをいいます。
任意継続の保険料は、ご加入の社会保険などの保険者にお尋ねください。

子ども手当 3月30日(金)までに手続きを

福祉課 子育て支援係 ☎(232)4913

子ども手当の認定請求の手続きはお済みですか？

平成23年10月から、子ども手当は特別措置法により実施されています。そのため、「子ども手当認定請求書」の提出が行われていない場合、平成23年10月分からの子ども手当を受給することができなくなります。手続きがお済みでない場合は、平成24年3月30日(金)までに必ず手続きを行ってください(土・日曜日、祝日を除く)。

子ども手当は、平成23年10月1日付で、「子ども手当特別措置法」により実施されています。
そのため、最終期限である平成24年3月30日(金)までに「子ども手当認定請求書」の提出をしなければ、平成23年10月分以降の子ども手当を受給することができません。

この期限を過ぎて手続きをした場合は、手続きをした月の翌月分からの受給となりますので、ご注意ください(例えば、4月に手続きをした場合、子ども手当は、平成24年5月分からの開始となります)。

手続きについては、土曜・日曜日、祝日の受け付けは行っていません。

※子ども手当は、子どもの父か母などで、所得が恒常的に高い人が請求者となります。請求者の配偶者の所得が高い場合は、所得が高い人への変更が必要です。

手続きに必要なもの

- 子ども手当認定請求書
 - 請求者(子どもではありません)の健康保険証の写し(菊陽町の国民健康保険加入者は不要)
 - 従来の振込先口座から変更をする場合、変更する新しい普通口座の通帳の写し
- ※ただし、請求者名義に限ります。

子育て 児童扶養手当制度や医療費助成制度など ひとり親家庭などへの手当・助成制度

福祉課 子育て支援係 ☎(232)4913

ひとり親家庭などを対象にした手当や助成制度があります。希望する場合は、福祉課子育て支援係にご相談ください。

児童扶養手当制度

次の条件に当てはまる児童などを監護している母または父、もしくは両親にかわって児童を養育している人に対して支給されます。ただし、国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金を受けることができる人などには支給されません。

■手当の対象となる児童

- ・父母が離婚した後、父または母と別れて生活している児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が障がいの状態にある児童
- ・父または母が生死不明の児童(1年以上生死不明)
- ・1年以上にわたり、父または母から遺棄されている児童
- ・1年以上にわたり、父または母が法律により拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらない(未婚)で生まれた児童

■手当の額(月額) 児童1人のとき
(受給者や扶養義務者の前年の所得が一定以上の場合には支給制限あり)
全部支給
・児童が1人のとき 41,550円
・児童が2人のとき 46,550円
・児童が3人以上のとき
1人につき3,000円が加算

一部支給 所得に応じて定められます

医療費助成制度

ひとり親家庭などの医療費の一部を助成することで、経済的、精神的負担を軽減し、ひとり親家庭などの健康増進と福祉の向上を図ることを目的としています。

■助成対象者(所得制限あり)

母子家庭の母、父子家庭の父、ひとり親家庭の児童、父母のない児童

■助成の範囲・額

国民健康保険、社会保険等各法の規定により支払った負担金(付加給付控除後)の3分の2を助成します。

■助成方法 償還払い